② 統合幕僚監部参事官付は、各機関等から提供を受けた情報のうち対策本部及び関係機関による国民保護措置の実施等に関して必要なものを提供する。統合幕僚監部運用部運用第１課は、関係機関から必要な情報の提供を受けた場合、指揮系統に従い所要の部隊等に伝達する。（ただし、部隊等が連絡官等を通じて関係機関との間で直接情報を交換することを妨げるものではない。）

また、統合幕僚監部参事官付は、必要に応じて、関係機関と連携しつつ、広報担当者等を通じ、国民に対し、自衛隊による国民保護措置の実施状況等必要な情報の的確かつ迅速な提供に努める。

⑷ 通信手段の確保

各機関等における主管部署及び部隊等は、武力攻撃事態等における通信量の増大や武力攻撃災害の発生等に対応して、侵害排除のために必要な通信体制を踏まえつつ、国民保護措置の実施を想定して必要な通信手段を確保するため、緊急かつ特別の必要があるときは、関係省庁や電気通信事業者との協力により、部外通信手段の優先的な利用・使用及び必要に応じて基地野外通信力の増強等に努めるとともに、支障が生じた情報通信設備・施設の応急復旧体制の構築に努める。その際、災害時の情報通信手段として確保しているものの活用や、非常通信協議会との連携に十分配意する。

3 関係機関との連携協力態勢の確立

⑴ 対策本部等との連携協力態勢の強化

① 対策本部が設置された場合は、その要員としてあらかじめ指定された隊員を直ちに派遣するとともに、政府内での情報交換、連絡調整その他連携協力態勢の強化のため必要な場合には、各機関等から連絡官その他必要な隊員の派遣等を行う。

② 国民保護法第24条第２項の規定に基づき武力攻撃事態等現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）が設置された場合は、現地における国民保護措置の実施に係る情報交換、連絡調整その他連携協力態勢の強化のため、各機関等から連絡官その他必要な隊員の派遣等を行う。

現地対策本部長が、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を開催する場合は、当該派遣された隊員は、合同対策協議会に出席する。

⑵ 地方公共団体との連携協力態勢の強化

① 都道府県対策本部及び市町村対策本部の会議への参加

ア 都道府県対策本部長からの、国民保護法第28条第７項の規定による、都道府県対策本部の会議への隊員の出席の求めは、総監等が受理することができる。ただし、総監等があらかじめ指定する場合又は通信手段の途絶等のため当該対策本部長が当該総監等と連絡がとれない場合においては、政令部隊等の長、当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は総監等が特に必要として指定する部隊等の長は、当該対策本部長からの依頼により、当該総監等に対し、当該対策本部長が会議への出席を求めていることその他所要の事項を伝達することができる（上記の部隊等の長を指定する場合は、当該総監等はその旨を関係都道府県知事にあらかじめ通知する。）。この求めを受理した総監等は、所要の調整を行った上で、その旨を速やかに順序を経て防衛大臣に進達しなければならない。この進達を受けた防衛大臣は、国民保護措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、必要に応じて当該総監等の意見を聴取した上で、その指定する隊員を都道府県対策本部の会議に出席させる。

イ 地方防衛局長は、都道府県対策本部長からの国民保護法第29条第３項の規定による求めを受け、都道府県対策本部に地方防衛局の職員を派遣する場合は、その旨を防衛大臣に報告する。

通信手段の途絶等のため都道府県対策本部長から当該地方防衛局長に連絡がとれない場合においては、当該区域を担当区域とする地方協力本部長は、当該対策本部長からの依頼により、当該地方防衛局長に対し、当該対策本部長が派遣を求めていることその他所要の事項を伝達することができる。

ウ 市町村対策本部長からの、市町村対策本部の会議への隊員の出席の求めは、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村に設置された市町村協議会の委員に任命された隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官又は航空混成団司令（以下「航空方面隊司令官等」という。）、地方防衛局にあっては当該区域を管轄区域とする地方防衛局長が受理し、所要の調整を行った上で、国民保護措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認める場合で可能な限りにおいて、適任と認める隊員を出席させる。これらの者に連絡がとれない場合の手続は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にあってはアを、地方防衛局にあってはイを準用する。

エ 地方公共団体の長から上記の求めがない場合において、総監等（市町村については航空自衛隊における航空方面隊司令官等以外の部隊等の長を除く。）又は地方防衛局長は、地方公共団体との連絡調整を円滑かつ効果的に実施するために必要と考える場合には、所要の隊員を同会議に出席させることにつき、当該地方公共団体の長に申し入れることができる。

② 連絡官その他必要な隊員の派遣

ア 国民保護法第151条第１項の規定による地方公共団体の長等からの隊員（専門的知識・技能等を有する者等）の派遣の要請又は同法第152条第１項の規定による総務大臣からの防衛省職員の派遣のあっせんは、国民保護法施行令第37条の規定によりそれぞれ準用される災害対策基本法施行令第15条又は第16条の規定に基づき必要な事項を記載した文書をもって、総監等（市町村については航空自衛隊における航空方面隊司令官等以外の部隊等の長を除く。）又は地方防衛局長（以下「要請等受理者」という。）が受理することができる。当該要請又はあっせんを受けた防衛大臣は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める隊員を派遣する。この場合の手続（要請等受理者に連絡がとれない場合の対応を含む。）は、上記①アを準用する。

イ 部隊等の長は、地方公共団体との連絡調整を円滑かつ効果的に実施するために必要と考える場合には、当該地方公共団体の長の同意を得て、所要の隊員を連絡官として派遣することができる。

この場合において、必要があると認めるときは、当該部隊等の長は、当該区域を管轄区域とする地方防衛局長に対して、地方防衛局の職員の派遣につき協力を求めることができる。

③ 現地調整所における協力

市町村長又は都道府県知事が、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認め、現地調整所を設置した場合は、部隊等の長は、当該調整所に所要の隊員を派遣して、他の現地関係機関との緊密な連携・協力に努める。

この場合において、必要があると認めるときは、当該部隊等の長は、当該区域を管轄区域とする地方防衛局長に対して、地方防衛局の職員の派遣につき協力を求めることができる。